

南相木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 1,039	千円 1,773,472	千円 46,210	千円 371,339	% 20.9	% 21.5

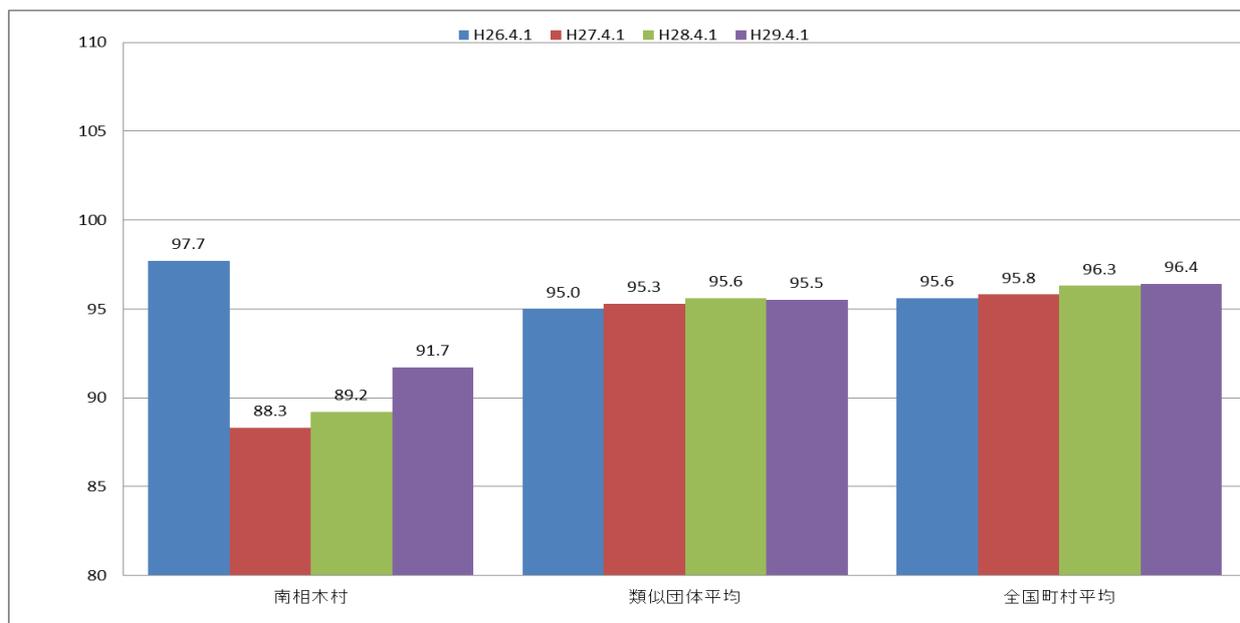
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
28年度	人 45	千円 128,264	千円 18,641	千円 49,341	千円 196,246

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,361	千円 5,433

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 29年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①②中途採用職員が退職し、新卒の新規職員の採用が増えているため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
29年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
29年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[○実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げを行わず、高齢層については、最大5%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

南相木村では、地域手当は支給されていません。

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当は、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南相木村	42.6 歳	289,700 円	319,000 円	— 円
長野県	45.3 歳	337,966 円	394,804 円	373,725 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	42.4 歳	316,753 円	366,514 円	340,895 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
〇〇市	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	〇〇〇〇	歳	円	
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	〇〇〇〇	歳	円	
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	〇〇〇〇	歳	円	
〇〇県	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
国	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
〇〇市	—	—	—
うち〇〇〇〇	円	円	
うち〇〇〇〇	円	円	
うち〇〇〇〇	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成〇～〇年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区 分		南相木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	188,200 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	153,300 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	139,400 円	148,600 円	—
	中学卒	127,900 円	—	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
〇〇職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

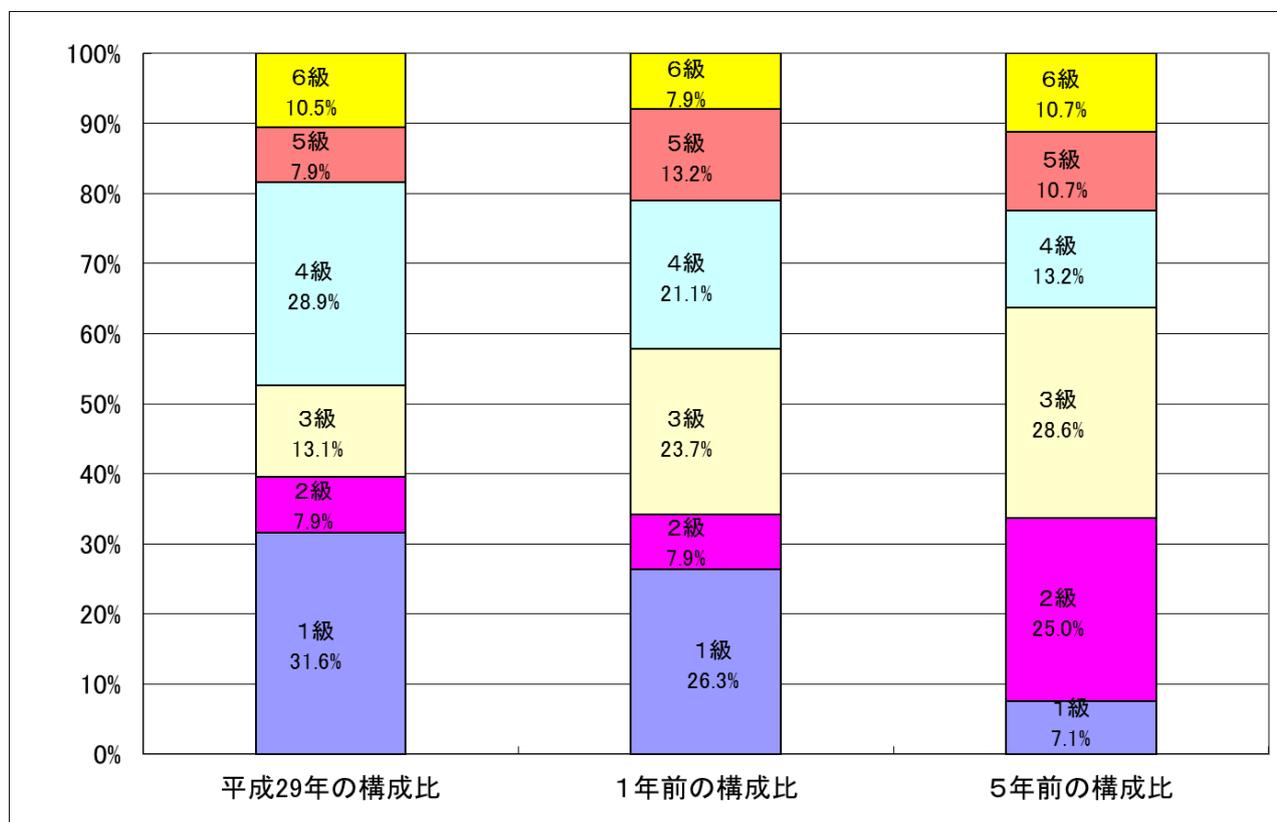
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,100 円	332,800 円	—	—
	高校卒	—	315,400 円	338,400 円	374,100 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
〇〇職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	12人	31.6%	141,600円	227,300円
2 級	主任	3人	7.89%	191,700円	259,300円
3 級	主査	5人	13.15%	227,900円	326,500円
4 級	主幹・係長	11人	28.94%	261,100円	357,300円
5 級	課長補佐・課長等	3人	7.89%	287,100円	380,900円
6 級	村長が定める課長等	4人	10.53%	317,700円	398,700円

- (注) 1 南相木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	南相木村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用	○			
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南相木村	長野県	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,551 千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,711 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	南相木村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用		○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用	○			
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (29年4月1日現在)

南相木村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	45.59月分	勤続35年	41.325月分	45.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)					
1人当たり平均支給額		千円 千円	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (〇年4月1日現在)

※南相木村では、地域手当は支給されません。

(4) 特殊勤務手当 (〇年4月1日現在)

支給実績 (〇年度決算)		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (〇年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (〇年度)		%		
手当の種類 (手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (〇年度決算)	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当			千円	日額〇〇円
〇〇手当			千円	1件当たり〇〇円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	6,626 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	174 千円
支給実績 (28年度決算)	5,422 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	142 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000 円、子 8,000 円、その他の扶養親族 6,500 円/人(配偶者がいない場合、1人について子 10,000 円、他 9,000 円) ・15～22 歳までの子 5,000 円の加算 	同		千円 4,537	円 206,227
住 居 手 当	借家 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・月額 23,000 円以下 12,000 円を控除した額 ・月額 23,000 円以上 23,000 円を控除した額の 1/2 を 11,000 円に加算した額 (1/2 の額は 16,000 円を限度) 	同		千円 1,605	円 107,000
通 勤 手 当	通勤距離が片道 2 k m 以上を対象 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用の場合、運賃相当額 (上限 55,000 円) ・自家用車等利用の場合、距離数に応じて支給 2～60 k m 2,000～29,800 円	同		千円 691	円 35,105
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち村長が定める者に支給する。月額は、その職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額 7% を超えない範囲内とする。	同		千円 1,920	円 240,000

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	579,000 円 (724,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 492,000 円
	副 市 町 村 長	524,000 円 (583,000 円)	667,000 円 / 443,000 円
報 酬	議 長	240,000 円 (240,000 円)	316,000 円 / 176,000 円
	副 議 長	157,000 円 (157,000 円)	251,000 円 / 122,400 円
	議 員	140,000 円 (140,000 円)	230,000 円 / 103,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(29年度支給割合) 1.55 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 1.70 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×支給率+調整額 "	(1期の手当額) 14,469,600 7,107,936 (支給時期) 退職時 "
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

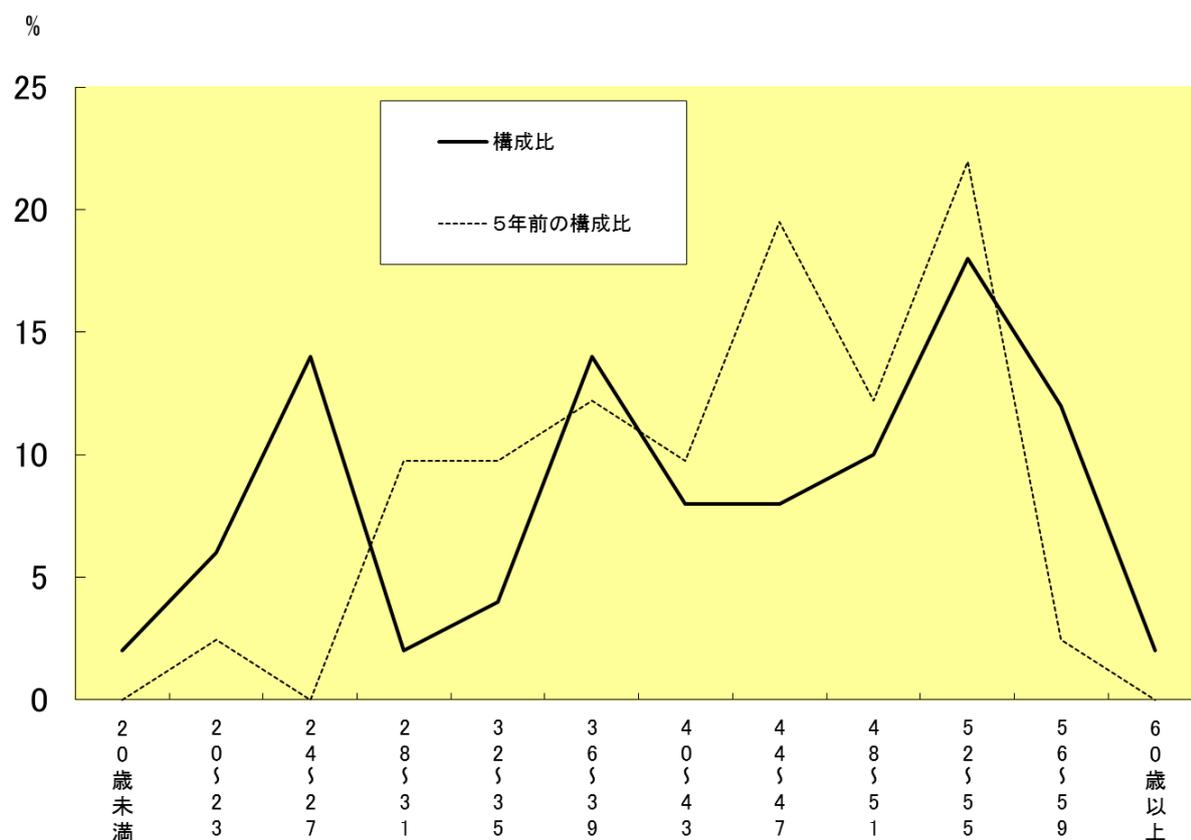
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	新規採用
		総 務	18	18	0	
		税 務	1	1	0	
		民 生	8	10	2	
		衛 生	2	2	0	
農 林 水 産		5	5	0		
土 木	1	1	0			
	計	36	38	2	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 365 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 186.33 人)	
	教 育 部 門	7	7	0		
	消 防 部 門	—	—	—		
	小 計	43	45	2	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 433 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 219.44 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	5			
合 計		48	50	2	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 482.23 人	
		[48]	[48]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	7人	1人	2人	7人	4人	4人	5人	9人	6人	1人	50人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	32	32	33	35	36	38	6 (18.8%)
教育	7	7	7	7	7	7	0 (0%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (—%)
普通会計計	39						6 (15.4%)
公営企業等会計計	3	3	4	5	5	5	2 (66.7%)
総合計	42	42	44	47	48	50	8 (19.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。